

パーソナルトレーニングジム BiP 会員会則

第 1 条：運営会社

本会則の運営・管理会社は、株式会社 BiP（以下、BiP）が行います。

第 2 条：運営管理

BiP は BiP 会員会則、その他運営管理に関する規則を定め、これを必要に応じて変更いたします。

第 3 条：目的

当ジムはスポーツを通じて、会員の心身の健康維持・増進させるとともに、スポーツ・運動文化の普及に寄与することを目的とします。

第 4 条：会員・ビジター

会員とは、BiP が当ジムの利用を承認した方を指します。

ビジターとは、カウンセリングや体験、イベント参加などで、入会前もしくは一時的に BiP の施設を利用する方を指します。

第 5 条：入会・利用資格

当ジムの会員または利用者は、以下に適合する方に限ります。

- ① 当ジムの目的に賛同し、会則やその他規則を守れる方。
- ② 健康状態に問題がなく、医師から運動を禁止されていない方。
- ③ 成年被後見人および被保佐人でない方。
- ④ 反社会勢力関係者でない方。
- ⑤ 心臓病や高血圧症、伝染性皮膚病、伝染病、精神病およびこれに類する疾患のない方。
- ⑥ 12 歳以上または、BiP の審査において適切と認めた方。
- ⑦ 18 歳未満の場合、保護者の同意を所定の書類にて得た方。
この場合、保護者は規定に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。
- ⑧ 過去に除名となっていない方。
- ⑨ その他、BiP が入会・当ジム利用に適さないと判断した以外の方。

なお、BiP は自由な裁量により入会をお断りすることができ、その理由を示す必要がないものとします。

第 6 条：入会手続き

入会手続きは以下の通りとします。

- ① 入会を希望される方は、所定の用紙に必要事項を記入・提出し、入会申込み手続きを行い、BiP が定める入会金および月会費・チケット料金、その他必要費用を納入していただきます。
- ② 会員の資格は、各条項に定める事項の全てを完了し、BiP の審査を経て、BiP の承認を得られたときに発生します。

第7条：入会金

入会金はBiPが別途定める金額とします。

一旦支払われた入会金は理由の如何に関わらず、返金致しかねます。

ただし、入会申込みに際し行う会員資格審査のうえ、お断りした場合は返金いたします。

第8条：月会費

月会費は、BiPが定める金額を、BiPが定める方法により翌月分を前月の26日までにお支払いいただきます。

月会費は、施設の利用の有無にかかわらず、退会手続きが完了した月までお支払いいただくものとします。

第9条：チケット料金

チケット料金は、BiPが別途定める金額を、BiPが定める方法によりお支払いいただきます。

また、チケット料金はトレーニング・サービスの開始前までにお支払いください。

第10条：利用資格

以下に該当する方は施設をご利用いただけません。

- ① 酒気帯びや体調不良により、正常な施設利用ができないとBiPが判断した場合。
- ② 刃物など危険物を帯同のうえ、来店された場合。
- ③ 入会金や月会費、チケット料金などの料金をお支払いいただいていない場合。
- ④ その他、第5条「入会・利用資格」を満たしていない場合。

第11条：施設利用

- ① BiPは予約制です。必ず事前に予約をお取りください。
- ② BiPは施設利用の円滑化を図るため施設の利用時間、回数、人数を制限することがあります。
- ③ BiPは施設の改善や点検を行う際に、一時的に利用を制限することがあります。
- ④ ご予約やBiPへの連絡などは、BiPが指定するツールを利用してください。

第12条：諸費用の変更ならびに運営システム、トレーナーの変更

BiPは以下の場合には、事前に会員に告知のうえ変更することができます。

- ① 入会金、月会費、チケット料金、利用料金など、BiPや経済情勢の変動などを勘案して改定する必要があると判断した場合。
- ② 施設運営システムの変更が必要であると判断した場合。
- ③ トレーナーの病気やその他やむを得ない事情があるときに、トレーナーの担当変更および臨時変更が必要と判断した場合。

第13条：利用の一部制限

会員およびビジターが、以下に該当するときは施設の利用を一部制限します。

- ① 飲酒などにより安全に施設を利用することができないと判断したとき。
- ② 医師などから運動や入浴などを禁止されているとき。
- ③ 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招いたとき。またはそのような症状を招く疾病を有するとき。
- ④ 事前の問診および検査（脈拍や血圧など）により、安全に運動することができないと BiP が判断したとき。
- ⑤ その他正常な施設利用ができないと BiP が判断したとき。

第 14 条：会員資格の譲渡および名義変更

会員の資格は BiP が承認した場合を除き、他人（家族を含む）に譲渡および名義変更はできません。また、担保差し入れ等の処分もできません。

第 15 条：禁止事項

会員およびビジターは、施設内において以下の行為をしてはいけません。

- ① 他の会員やトレーナー、スタッフ、BiP を誹謗中傷する行為。
- ② 他の方やトレーナー、スタッフを殴打したり、身体を押したり拘束するなどの暴力行為。
- ③ 大声や奇声を発したり、他の方やスタッフの行く手を塞ぐなどの威嚇行為や迷惑行為。
- ④ 物を投げる、壊す、叩くなど、他の会員やトレーナー、スタッフが恐怖を感じるような行為。
- ⑤ 他の会員やトレーナー、スタッフを待ち伏せしたり、後をつけるなどの行為。
- ⑥ 正当な理由なく面談、電話、その他の方法でトレーナー、スタッフを拘束するなどの行為。
- ⑦ トレーナー、スタッフ、BiP の業務を妨害する行為。
- ⑧ 痴漢、のぞき、露出、唾を吐くなどの法令や公序良俗に反する行為。
- ⑨ 施設の器具や備品などの破壊や持ち出し行為。
- ⑩ 施設を故意に破壊する行為。
- ⑪ 刃物など危険物の施設への持ち込み。
- ⑫ 物品販売、営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名などの行為。
- ⑬ 高額な金銭、貴重品の持ち込み。
- ⑭ 施設内の喫煙。
- ⑮ 酒気を帯びての利用。
- ⑯ 許可なく施設内を撮影すること。
- ⑰ 施設内への落書き。
- ⑱ 動物や著しくおいを発するものを施設内に持ち込むこと。ただし、盲導犬などの介助犬は除く。
- ⑲ その他、法令および公序良俗に反する一切の行為。

第 16 条：除名

会員が以下に該当した場合、BiP はその会員を除名することができます。

なお、これにより除名された場合、会員は損賠賠償の請求を行うことはできません。

- ① 入会にあたり提出書類の虚偽の申請をしたとき。

- ② 本会則、その他 BiP の定める規則に違反したとき。
- ③ 施設または BiP の名誉または信用が傷つけられたとき。
- ④ 他の会員と協調を欠き、施設運営を乱したとき。
- ⑤ 施設の設備や備品などを故意に破壊したとき。
- ⑥ チケット料金など諸支払を滞納し、支払いの催促に応じないとき。
- ⑦ 入会後に資格条件に適合しない事由が判明したとき。
- ⑧ その他会員として品位を損なうと認められる行為があったとき。
- ⑨ 施設利用に際して、不当かつ不合理な要求などをして BiP およびトレーナー、スタッフを著しく困惑させたとき。

第 17 条：自動退会

最終利用日から、1 年以上ご利用がない場合は、会員の申し出がない場合も自動退会といたします。

第 18 条：会員資格の喪失

会員が以下のいずれかに該当した場合は、会員資格を失います。

- ① 死亡したとき。
- ② 第 5 条に定める会員資格に適合しなくなったとき。
- ③ 第 16 条により除名されたとき。

第 19 条：退会

- ① 会員は、自己都合により退会を希望する場合は、退会希望月の前月末日までに、所定の書面にて来店による手続きを完了させるものとします。
- ② 手続きは来店のうえ書面で行うものとし、電話、ファクシミリ、電子メール、郵送その他の手段による手続きには応じかねます。入会金はいかなる理由であろうと返金いたしかねます。
- ③ 会員は、退会した時点をもって会員資格を喪失し、本施設の利用及びチケットの利用(未消化分を含む)に関する一切の権利を喪失するものとします。
- ④ 入会金、月会費、チケット料金はいかなる理由であろうと返金いたしかねます。

第 20 条：キャンセルと振替

キャンセルと振替は、以下に定める通りとします。

- ① ご予約をキャンセルされる場合は、電話またはメールなどトレーナー、スタッフと連絡が取れる手段にてお受けいたします。
- ② 月会費会員の方のキャンセルは、予約した日時の 3 時間前までとします。
3 時間前を過ぎた場合のキャンセルは、1 回分の回数を消化されたものとします。
- ③ チケット会員の方のキャンセルは、予約した日時の 12 時間前までとします。
12 時間前を過ぎた場合のキャンセルは、1 回分のチケットを消化されたものとします。
- ④ 予約時間までにキャンセルの申し出がない場合も 1 回分のチケットを消化されたものとします。

第 21 条：順守事項

- ① 会員およびビジターは施設の利用に際し、所定の手続きを行うとともに、本会則、その他 BiP が定める規則に従うものとします。
- ② 会員およびビジターは、各自の責任において健康管理を行うものとします。

第 22 条：休業日

年末年始、夏季、施設点検日、修理・修繕のとき、および BiP が定める日を休業日とします。

第 23 条：営業時間

別途定める営業時間とします。

第 24 条：BiP の免責

会員は施設内において、自身および事故について自らの責任において管理するものとし、BiP は施設で発生した盗難、傷害その他事故について、BiP に重大な過失がある場合を除き、一切の賠償責任を負わないものとします。

第 25 条：会員の責任

会員が施設の利用に関して、BiP や他の会員、第 3 者に損害を与えたときは、その賠償をしていただきます。

また、会員が同伴または紹介したビジターについては、会員が連帯して責を負うものとします。

第 26 条：閉鎖または利用制限

BiP は以下により、施設の営業が不可能または困難になった場合、施設の全部または一部を閉鎖または利用の制限を行うことがあります。

また、同時に全てまたは一部の会員との契約を解除することができます。

この場合、会員は理由の如何を問わず、損賠賠償責任などの異議申し立てをすることができません。

- ① 法令が制定、改廃されたとき、または行政指導を受けたとき。
- ② 天災や地変その他不可抗力の事態が発生したとき。
- ③ BiP や経済情勢について著しい変化があったとき。
- ④ 法令に基づく点検・改善および必要な施設改修があるとき。
- ⑤ BiP が必要と認めたとき、その他やむを得ない事情があるとき。

第 27 条：細則など

本会則に定めない事項および運営上必要な事項については別途、規則を定めます。

第 28 条：会則、規則の改正

BiP は必要に応じて本会則および規則の改正を行います。

会員は本会則の改正が全ての会員に効力を及ぼすことを予め承認するものとします。

2026 年 8 月 1 日改訂

問合せ先：株式会社 BiP

サービスのお問合せ・ご意見・ご要望はこちらまで

本 社 : 03-6824-7236

受付時間： 9:00～18:00